

職員管理調書(抄)

※基本事項(略)

・特記事項

1、一般処分

1. 停職の処分通告を受けた回数は何回か。
2. 停職の処分通告を受けたのは何年度か。
3. 減給の処分通告を受けた回数は何回か。
4. 減給の処分通告を受けたのは何年度か。
5. 戒告の処分通告を受けた回数は何回か。
6. 戒告の処分通告を受けたのは何年度か。
7. 訓告を受けた回数は何回か。
8. 訓告を受けたのは何年度か。
9. 厳重注意を受けた回数は何回か。
10. 厳重注意を受けたのは何年度か。

2、労働処分

1. 停職の処分通告を受けた回数は何回か。
2. 停職の処分通告を受けたのは何年度か。
3. 減給の処分通告を受けた回数は何回か。
4. 減給の処分通告を受けたのは何年度か。
5. 戒告の処分通告を受けた回数は何回か。
6. 戒告の処分通告を受けたのは何年度か。
7. 訓告を受けた回数は何回か。
8. 訓告を受けたのは何年度か。
9. 厳重注意を受けた回数は何回か。
10. 厳重注意を受けたのは何年度か。

3、昇給

1. 3項8号を適用されたことがあるか。
2. 3項8号を適用されたのは何年度か。
3. 注意昇給を受けたことがあるか。
4. 注意昇給を受けたのは何年度か。
5. 抜てき昇給を受けたことがあるか。
6. 抜てき昇給を受けたのは何年度か。

4、昇格

1. 基準昇格において短縮があったか。
2. 基準昇格において延伸があったか。

5、行賞(個人及びグループに対する行賞を対象とし、職場単位の行賞は除く)

- 1.本社からの行賞回数(功績章を除く)
- 2.地方機関長、部・次長クラスからの行賞回数
- 3.運輸長、現場長からの行賞回数
- 4.業務に関連して部外団体からの行賞回数

6、派遣

- 1.派遣実績の有無
- 2.派遣の期間(内定を含む)
- 3.派遣先からの中途復帰の有無及び中途復帰の理由

7、復職前提休職

- 1.復職前提休職中でおるか。

・評定事項(注意事項)

現職に就いて日の浅い職員については、その者が相当期間を経過した場合を想定し判断すること。その際、前職での状態をも参考にすること。

- 1.業務知識・・・業務連行に必要な知識はあるか。
- 2.技能・・・・・・業務連行に必要な技能はあるか。
- 3.計画性・・・・業務連行に必要な計画性はあるか。
- 4.業務処理の速さ、手際良さ・・・業務連行に当たっての速さ、手際良さはどうか。
- 5.業務処理の正確さ・・・業務遂行に当たっての正確さはどの程度か。
- 6.判断能力・・・業務運行に当たって、状況に応じた適切な判断ができるか。
- 7.責任感・・・・業務連行に当たっての責任感はあるか。
- 8.自発性・・・・自発的に業務に取り組んでいるか。
- 9.協調性・・・・業務連行に当たり、周囲の職員と協調しているか。
- 10.業務改善・・・自らの仕事に対し問題意識を持ち、改善・改良等を提起する意欲と能力があるか。
- 11.職場の秩序維持・・・職場の秩序を乱すことはあるか。
- 12.服装の乱れ・・・・・・リボン、ワッペン、氏名札、安全帽、安全靴、あご紐、ネクタイ等について、指導された通りの服装をしているか。
 - ①指導された服装をしていないことがあり、指導しても従わない。
 - ②指導された服装をしていないことがあるが、指導されれば従う。
 - ③常に指導された通りの服装をしている。
 - ④常に指導された通りの服装をしており、その上清潔、端正を保つよう努力している。
- 13.指示・命令・・・作業指示・命令を真剣に受け止めているか。
- 14.態度・言葉使い・・・態度・言葉使いは適切か
- 15.勤務時間中の組合活動・・・勤務時間中の組合活動を行っているか。
 - ①勤務時間中の組合活動を、時々行っている。
 - ②勤務時間中の組合活動を行ったことがある。

- ③勤務時間中の組合活動を行ったことはない。
 - ④勤務時間中の組合活動を行ったことはなく、見かければ他の人にも注意している。
(注意事項)「勤務時間中の組合活動」とは、「職員の組合活動に関する協約」に基づくもの以外である。ワッペン着用、氏名札未着用については12項で回答すること。
- 16.勤務に対する自覚、責任感・・・勤務に対する自覚、責任感があるか。
 - 17.出退勤・・・出退勤特刻に対し、自ら厳しく律しているか。
 - 18.信頼・・・上司、同僚、部下から信頼されているか。
 - 19.増収活動・・・増収活動に対して積極的か。
 - 20.現状認識・・・国鉄の厳しい現状を認識し、業務に取り組んでいるか。
 - 21.総合評定・・・総合的にみて、次の①～(木)のどのランクに該当すると評価するか。

ランク表は省略